

一般財団法人山梨陸上競技協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山梨陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山梨県における陸上競技界を統轄し、代表する団体として、山梨県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力の向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること
- (2) 山梨県陸上競技選手権大会をはじめ、各種競技会を開催、また支援すること
- (3) 陸上競技の講習会、練習会等を開催し、競技力の向上、指導者の養成、技術力の向上等を図ること
- (4) 陸上競技の本県代表選手の選考、推薦及び派遣に関すること
- (5) 陸上競技の記録の収集、整理、保存、提供及び公益財団法人日本陸上競技連盟へ公認申請すること
- (6) 陸上競技の公認審判員の養成と審判技術の向上を図り、審判講習会を開催すること
- (7) 陸上競技の栄章者の選考及び表彰に関すること
- (8) 陸上競技に関する施設設備等の整備指導に関すること
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟

(日本陸上競技連盟への加盟)

第5条 この法人は、山梨県の陸上競技界を統轄する唯一の団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟に加盟する。

第4章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって代表理事が管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(会計)

第8条 この法人の経費は登録料、参加料、協賛金、委託金、分担金、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の収入に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第12条 この法人には、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事及び監事を兼ねることはできない。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とし、退職金は支給されない。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議されるものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 代表理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第24条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上40名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち、副会長4名以内、専務理事1名、常務理事若干名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選任する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の解職)

第32条 代表理事及び業務執行理事が、次の各号の一に該当するときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の決議により、この職を解くことができる。

この場合、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) その他前各号に準ずる重要な事由があるとき

(役員の報酬等)

第33条 役員は無報酬とし、退職金は支給されない。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第36条 理事会は、毎事業年度4回開催するほか、必要がある場合は開催する。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 代表理事又は業務執行理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 組織

(組織)

第44条 この法人は、山梨県内陸上競技登録団体、小中学校体育連盟、高等学校体育連盟、その他当法人が認めた登録団体並びに個人登録者をもって構成する。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第45条 この法人には必要により理事会の承認を経て、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会の運営細則は、理事会の決議により別に定める。

第11章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第46条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 職員は代表理事が任命する。ただし、事務局長については、理事会の承認を経なければならない。

3 その他、事務局、職員に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は評議員会の決議によって変更することができる。

2 この規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

第49条 この法人は剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

第50条 この法人は基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と同様の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告)

第52条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨日日新聞に掲載する方法により行う。

第15章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第16章 附則

(最初の事業年度)

第54条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の事業計画)

第55条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立時評議員)

第56条 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

望月三千雄、東條一邦、広瀬重作、藤森辰夫、宮澤千秋、保坂重機、奥田正直、鈴木正一

(設立時役員)

第57条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 野口英一、樋幹也、渡辺正志、雨宮正行、渡辺悟、保坂一仁、半田昌一、
保坂典、渡辺保、宇津木天、野田金吾、木村光男、尾沢正美、平井美充、
内藤隆司、清水直樹、小佐野公夫、丹澤新一郎、四條勉、秋山寿彦、
麻場一徳、小林浩昭、上田直人、加藤清貴、長田稔、石川正男、
矢崎文博、小俣宏記、志村文夫、奥田正治、三枝幸雄、中込和彦、
小宮和之、小林直樹、岩瀬弘明

設立時代表理事 野口英一

設立時監事 沢登啓吾

(設立者の名称及び住所)

第58条 設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

所在地 山梨県甲府市丸の内1丁目16番20-1804号
設立者 野口 英一
(山梨陸上競技協会会長)

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
代表者 代表理事 河野 洋平

(法令の準拠)

第59条 定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他
の法令に従う。

以上、一般財団法人山梨陸上競技協会の設立のため、設立者野口英一(山梨陸上競技協会会長)
及び公益財団法人日本陸上競技連盟は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成25年 1月26日

設立者 野口 英一
(山梨陸上競技協会会長)

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
代表理事 河野 洋平

(財産目録)

- (1) 設立者 野口 英一 (山梨陸上競技協会会長)
所在地 山梨県甲府市丸の内1丁目16番20-1804号
拠出財産及びその価額 現金1百万円
- (2) 設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
拠出財産及びその価額 現金2百万円

一般財団法人山梨陸上競技協会定款細則

(目的)

第1条 定款に基づき、本協会の組織運営に関する細部を規定する。

(会計)

第2条 定款第8条の登録料等の収入に関しては、別途「各種料金規程」及び「登録規程」に定める。

2 旅費等の支出に関しては、別途「役員出張旅費規程」及び「弔慰金規程」に定める。

(役員等の年齢制限)

第3条 定款第12条に定める評議員及び同第26条に定める理事、監事は、就任時に満75歳以下でなければならない。

(評議員)

第4条 定款第12条に定める評議員について、理事会は加盟団体から4名、協力団体から2名及び学識経験者を含めて評議員候補者を評議員会に推薦する。

(理事)

第5条 定款第26条に定める理事について、理事会は加盟団体及び協力団体から各1名のほか専門分野担当の理事候補者を評議員会に推薦する。

(監事)

第6条 定款第26条に定める監事について、理事会は監事候補者2名を評議員会に推薦する。

(登録団体)

第7条 定款第43条に定める登録団体、個人登録者及び定款第44条に定める登録事項については、別途「登録規程」に定める。

(専門委員会)

第8条 定款第45条に定める専門委員会は、総務委員会、強化委員会、財務委員会、競技運営委員会、普及委員会、審判委員会、記録情報委員会、施設用器具委員、医事委員会及び組織活性化委員会とする。

2 特別の目的に対処するため、理事会の議決を経て特別委員会を設けることができる。

3 委員長は、理事会の承認に基づき代表理事がこれを委嘱する。

4 委員会の委員は、委員長の推薦に基づき専務理事がこれを委嘱する。

5 委員長は、評議員会又は理事会に出席して所管事項について発言することができる。

6 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(契約)

第9条 本協会が第三者と契約しようとするときは、相手方の信用実績等を考慮したうえで、会長、専務理事又はいずれかの委任を受けたものが締結する。

(付則)

細則は平成25年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年6月6日から施行する。